

「純金積立（整理口）」または「金保護預り」をご契約のお客さまへ

株式会社 三井住友銀行

「純金積立(整理口)・金保護預り」の規定改定および 「金保護預り」の手数料一部無料化のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

弊行では、「純金積立（整理口）」及び「金保護預り」について、新規の受付を停止し、お客さまには売却や地金でのお引き出し等をお願いしてまいりました。今般、「純金積立（整理口）」は2022年7月13日(水)より、「金保護預り」は2023年3月22日(水)より、別紙の通り規定の改定を予定しておりますので、予めご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

上記とあわせて、2022年4月1日(金)より、「金保護預り」について、ご売却や地金でのお引き出しの際の手数料を無料といたしますので、ご活用の際、よろしくごお願いいたします（なお、「純金積立（整理口）」についても、全量ご売却によるお引き出しの際に手数料は生じません）。

ご売却・お引き出し時のお手続き

* 必要書類

	純金積立（整理口）	金保護預り
対象取引	全量ご売却（換金）のみ	「ご売却（ご換金）」もしくは「金地金引出」
お持物	・純金積立（ゴールド&ジュエリーコース） 契約の証 ・お届出印 ・運転免許証等ご本人さまの確認ができる書類	・金保護預り通帳/普通預金通帳 ・お届出印 ・運転免許証等ご本人さまの確認ができる書類

売却代金が200万円以上になる場合は個人番号(マイナンバー)のご提示も必要です。

* 受付時間・受付場所

事前にご予約のうえ、当行本支店窓口にご来店ください。

スマートフォンで二次元バーコードを読み込むと、すぐに予約ができます。

来店予約



11時以前は金の価格をご提示できないため、お手続きいただけません。11時以降にご予約ください。15時直前のご来店の場合はお手続きいただけない可能性があるため、14時迄を目途にご来店いただきますよう、お願いします。

金地金引出は東京営業部、名古屋支店、大阪本店営業部、神戸営業部の4拠点のみ取扱可能となります。

* ご留意事項

- ・お手続きには1時間程度のお時間をいただきます。
- ・売買益への課税は総合課税となります。お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となり、いずれも確定申告が必要です。
ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。税務に係る詳細は所轄の税務署などにご相談ください。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービス提供を図ってまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

本書面は2022年3月18日(金)時点で、「純金積立(整理口)」もしくは「金保護預り」をご契約のお客さまにご案内しております。

すでにご解約されているお客さまにおかれましては、不要なご案内になりましたこと、何卒ご容赦ください。

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。

「純金積立(整理口)・金保護預り」の規定改定および
「金保護預り」の手数料一部無料化のお知らせ

(別紙)

「純金積立(整理口)・金保護預り」の規定を以下の通り変更させていただきます。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

純金積立(整理口)規定 18【解約】

項	本件後	現状
第5項	当行は、契約者が次の一つにでも該当した場合 または相 当な事由が生じた場合は 、書面により通知のうえ、いつでも本契約を解約することができるものとします。	当行は、契約者が次の一つにでも該当した場合は、書面により通知のうえ、いつでも本契約を解約することができるものとします。
第6項	契約者が前記(5) から までの一つにでも該当する場合 または相 当な事由が生じた場合は 、当行は、前記10(2)に準じて保護預り金の全量について当行所定の日に買い取ったうえで、当該買取代金(円未満は切り上げます。)を当行所定の日に指定出金口座に入金します。	契約者が前記(5) から までの一つにでも該当する場合は、当行は、前記10(2)に準じて保護預り金の全量について当行所定の日に買い取ったうえで、当該買取代金(円未満は切り上げます。)を当行所定の日に指定出金口座に入金します。

金保護預り規定 12【解約】

項	本件後	現状
第1項	この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができるものとします。この場合、預け主は当行所定の書面に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)のうえ、通帳とともに当店に提出するとともに、 保護預り金を前記5(1)に定めるいずれかの方法により引き出してください。 なお、通帳または印章を失った場合の解約は、このほか前記8(3)の定めに基づいて取扱います。	この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができるものとします。この場合、預け主は当行所定の書面に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)のうえ、通帳とともに当店に提出し、保護預り金を引取ってください。保護預り金は、預け主が引取るまでは、この規定により当行が預かっているものとします。なお、通帳または印章を失った場合の解約は、このほか前記8(3)の定めに基づいて取扱います。
第2項	(削除)	この場合、当行から解約の通知があった時は、ただちに当行所定の手続きをとり、保護預り金を引取ってください。
第3項	当行がこの契約を解約したときは、当行は、前記5(3)の定めに基づいて保護預り金の全量について当行所定の日に買い取ったうえで、当該買取代金(円未満は切り上げます。)を当行所定の日に指定出金口座に入金します。	前記(1)または(2)による保護預り金の引取手続きが遅延したときは、遅延損害金として、解約日から引取日までの手数料相当額を、支払うものとします。
第4項	(削除)	当行は、前記(3)の遅延損害金を、前記3(2)の方法に準じて引取りの日に指定預金口座より自動的に引き落とすことができるものとします。この場合、指定預金口座に前記(3)の遅延損害金に相当する金額がないときは、前記3(5)の定めに基づいて取得金から充当することができるものとします。

なお、両規定の全文については、こちらに掲載されています。

純金積立
(整理口)



金保護預り

